

川口市
第 2 期子ども・子育て支援事業計画

(素案) 0930

令和 2 年 3 月

川口市

(表紙裏 白紙)

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の性格と位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定方法	6
(1) 計画策定の体制	6
(2) 計画策定の経緯	7
5 子ども・子育て支援制度の概要	7
第2章 子ども・子育て支援にかかる課題	9
1 平日の定期的な教育・保育コース	11
2 子育て支援事業	15
3 放課後の過ごし方	18
4 働き方と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）	21
5 子育て環境	25
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）	31
2 基本目標（計画推進の視点）	32
3 計画の体系	33
第4章 総合的な施策の展開	35
目標1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために 【家庭支援】	37
(1) 子育てと就労を安心して両立できる環境づくり	37
(2) すべての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実	43
目標2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育て」のために【子ども支援】	50
(1) 心身の健やかな成長の支援	50
(2) 個性を伸長する教育と次世代育成	55
目標3 すべての市民が参加する 子育て・子育てにやさしい「まちづくり」のために【社会環境】	59
(1) 子育て・子育て参加の意識啓発と実践	59
(2) 支援を要する子ども・家庭への支援	62
重点検討テーマ（仮題）	72
第5章 量の見込みと提供体制	73
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	74

第6章	(仮) 子どもの貧困対策について	75
第7章	計画の推進.....	77
1	計画の点検・評価.....	79
2	児童福祉専門分科会.....	79
3	地域や関係機関との連携.....	79
4	国・県との連携.....	80
資料編	81
1	川口市社会福祉審議会条例・規則.....	83
2	川口市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿.....	83
3	計画策定の経緯.....	83
4	用語解説.....	83

第 1 章 計画の策定にあたって

(中表紙裏)

1 計画策定の背景と目的

わが国では少子高齢化と人口減少の進行が予測されており、出生率減少と少子化に早期に歯止めをかけるため、子育て環境の充実が国全体の最重要テーマのひとつとなっています。そして、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年度から全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく事業が始まりました。

川口市（以下、「本市」という。）では、平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年度～令和元年度（平成 31 年度）を計画期間とする「川口市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定しました。

さらに、平成 29 年度には中間見直しを行い、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応し、総合的かつ計画的に子育て支援の充実を図ってきました。

子ども・子育て支援新制度の開始以降も、国は平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」において「ニッポン一億総活躍社会の実現」という将来像を打ち出し、働き方改革、外国人就労の機会拡大、女性活躍社会の推進等の経済振興とそれを支える子育て支援策を一体的に推進することとし、令和元年 10 月から幼児期の教育・保育の無償化を導入しました。

また、社会的な要請として、障害児福祉の充実、子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援、外国人幼児・児童生徒への支援等の充実が、より強く求められるようになっていきます。

この度、第 1 期計画の完了を迎えたことから、社会動向を念頭に置きながら、第 1 期計画の実績、施策推進の課題を整理し、幼児期の教育・保育の無償化という新しい制度の下、一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる社会形成をさらに進めるため、「川口市第 2 期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

『令和』という新しい時代を迎えた今日、市民・企業・関係団体等と協力・連携して、本計画に基づき、より質の高い教育・保育の提供とともに、すべての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。

2 計画の性格と位置づけ

【法的根拠】

本計画は、子ども・子育て支援法の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【子ども・子育て支援法 第2条（基本理念）】

○子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

○子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

○子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

本計画の策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を踏まえています。

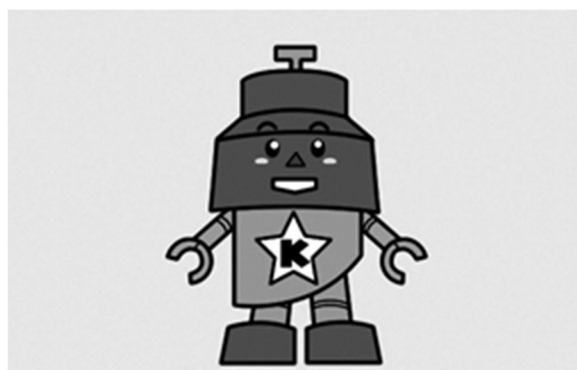
また、本計画は、子ども・子育て支援を幅広い視点で推進していくため、制度的に求められる子ども・子育て支援事業に加えて、下記の計画を包含します。

- 次世代育成支援対策推進法に基づく、「次世代育成支援行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、「ひとり親家庭自立促進計画」
- 改正子どもの貧困対策推進法に基づく、「子どもの貧困対策計画」
- 厚生労働省通知に基づく、「母子保健計画」

【計画の対象】

本計画は、小学生児童までの子ども及びその家庭を対象とします。

ただし、施策の推進にあたっては、対象年齢に幅を持たせる等の柔軟な対応を図ります。



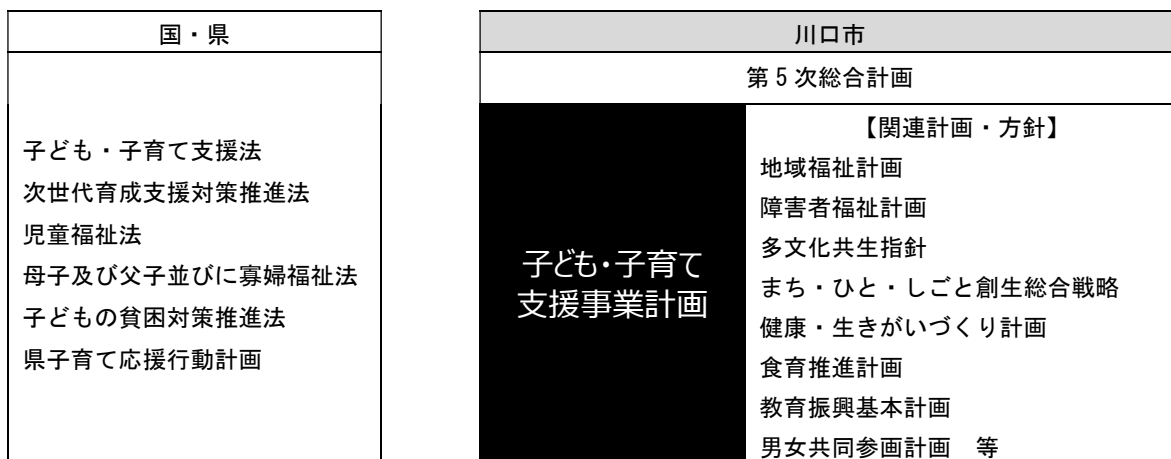
川口市マスコット「きゅぼらん」

【本市計画体系等における位置づけ】

本計画は、本市の上位計画である「第5次川口市総合計画」に則し、関連する地域福祉計画及び各分野の個別計画・方針（障害者福祉計画、川口市多文化共生指針、ひとり親自立促進対策等）と連携を図りながら、推進するものです。

また、国及び県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性を図り、策定しています。

【本計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて計画を見直す場合があります。

【子ども・子育てに関連する計画の期間】

	平成17年度 ～ 平成21年度	平成22年度 ～ 平成26年度	平成27年度 ～ 令和元年度	令和2年度 ～ 令和6年度 (2020～2024)
次世代育成支援行動計画（前期）	▶			
次世代育成支援行動計画（後期）		▶		
子ども・子育て支援事業計画			▶	
第2期子ども・子育て支援事業計画				▶ 本計画

4 計画の策定方法

(1) 計画策定の体制

【児童福祉専門分科会における検討】

社会福祉法に基づき、地域の関係団体・機関等で構成された「川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」（平成30年4月設置。以下、「専門分科会」という。）において、委員の皆様から本計画に係るご審議をいただきました。

庁内においては、市役所の関連部署による策定委員会等を定期的に開催し、組織横断的に事業内容の検討を行いました。

【市民意向の反映】

本計画の策定に先立ち、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望を把握し、計画に反映することを目的として、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象とするニーズ調査を実施しました。

また、計画案について、市民の皆様から幅広くご意見等をいただき、それを計画に反映するため、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

【実施概要】

【ニーズ調査（アンケート形式）】		
種別	就学前児童調査	小学生調査
調査対象	小学校就学前の子ども（0～5歳） （保護者回答）	小学生の子ども（1～6年生） （保護者回答）
調査期間	平成30年11月～12月	
調査方法	郵送配布・回収	
配布数	3,800票	3,100票
回収数	2,068票（回収率 54.4%）	1,715票（回収率 55.3%）
【パブリックコメント】		
調査期間	令和元年●月●日～●月●日（●日間）	
実施方法	※今後検討	
意見件数	電子メール、電話、FAX等による意見提出 ●人（●件）	

(2) 計画策定の経緯

専門分科会において、本計画の策定に向けたニーズ調査結果の検討や、計画の基本理念、施策内容等の審議を重ねてきました。

同時に、庁内において、市職員で構成した「川口市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」と、その下部組織である実務担当者ワーキンググループを組織し、関係部局の関連事業について庁内調整を行い、専門分科会の意見の取りまとめや事業提案を行いました。

このような検討を経て編纂した計画案について、計画の策定段階で市民の意見を幅広く募集するパブリックコメントを実施し、これらの意見についても、専門分科会で審議がなされました。

そして、専門分科会の審議に基づき策定された本計画は、令和2年3月に決定し、令和2年4月から、本計画に基づく子ども・子育て支援事業に関する施策を進めていきます。

5 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法）に基づき実施される子ども・子育て支援制度は、「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」を進める制度として、平成27年度に始まりました。

法律施行から4年が経過しましたが、国全体で少子化からの回復基調がみられないことから、政府は社会保障を全世代型へ抜本的に見直し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図って子育て世帯を応援することを決定しました。

令和元年10月から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、幼児教育・保育の無償化が導入されました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むものです。

第 2 章 子ども・子育て支援にかかる課題

(中表紙裏)

1 平日の定期的な教育・保育ニーズ

<統計データ/就学前児童数、教育・保育の利用実績>

- 就学前児童数は、出生数の減少、0～4 歳児の転出超過に伴い、緩やかに減少しています。
- 少子化が進む一方で高まる教育・保育ニーズに対応するため、毎年度、認可定員の増加に取り組み、平成 27 年度から令和元年度までに 4,000 人弱の定員増を行いました。平成 31 年 4 月時点の定員合計は、2号認定 6,060 人、3号認定 4,401 人となっています。
- 保育所の定員数の増加に伴って利用者数も増加しており、就学前児童数に対する保育所の利用割合は年々上昇しています。
- 待機児童数については、定員数の増加によって平成 27 年度以降は着実に減少しており、平成 31 年 4 月 1 日現在で 76 人となっています。

図表 保育所等の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就学前児童数	31,296 人	31,239 人	30,898 人	30,661 人	30,150 人
施設数	117 施設	127 施設	147 施設	162 施設	175 施設
認可定員数	7,738 人	8,082 人	9,095 人	9,742 人	10,453 人
増減	-	344 人	1,013 人	647 人	711 人
利用者数	7,264 人	7,733 人	9,263 人	9,263 人	9,887 人
利用割合	23.2%	24.8%	30.0%	30.2%	30.5%
待機児童数	221 人	98 人	49 人	82 人	76 人
増減	-	-123 人	-49 人	33 人	-6 人

※認可保育所、地域型保育事業、認定こども園 資料：子ども総務課（各年 4 月 1 日現在）

図表 教育・保育施設の利用状況/認定・年齢別（市民のみ）

※作成中

<ニーズ調査結果／教育・保育事業の利用状況>

- 幼稚園や保育所等の利用状況を前回調査（H27）と比較すると、「利用している」の割合が3.8ポイントとやや高くなっています。年齢別にみると0歳で7.4ポイント、1歳で8.2ポイント、2歳で13.7ポイント、それぞれ高くなっています。

図表【就学前】幼稚園や保育所等の利用状況

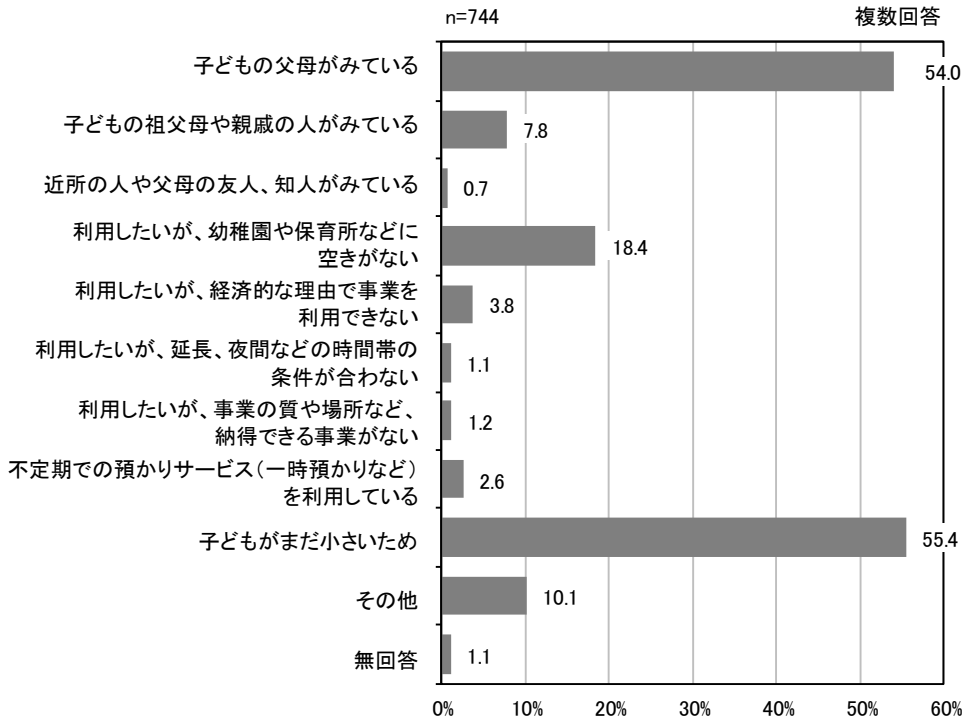
	合計	幼稚園	預かり保育 幼稚園と	認可保育所	こども園 認定	保育事業 小規模	家庭的保育
全体	1,268	37.9	7.2	41.6	0.6	4.2	0.2
0歳	92	5.4	0.0	53.3	0.0	7.6	0.0
1歳	163	6.1	2.5	56.4	0.0	16.0	0.6
2歳	189	12.2	2.1	60.3	0.0	9.5	0.5
3歳	316	52.2	7.9	35.4	0.9	0.3	0.0
4歳	284	52.1	12.3	33.5	1.4	0.0	0.0
5歳	201	60.2	10.9	27.9	0.5	0.5	0.0

	事業所内 保育事業	企業主導型 保育事業	家庭保育室	その他の認 可外保育 施設	サポート・ センター・ ファミリー ・ファミ	その他	無回答
全体	0.9	0.7	0.6	4.0	0.6	3.1	2.0
0歳	4.3	3.3	2.2	16.3	2.2	4.3	2.2
1歳	1.2	1.2	1.8	11.0	0.6	3.7	1.8
2歳	1.1	1.1	1.1	3.7	0.0	6.9	2.1
3歳	0.3	0.6	0.0	2.2	0.6	2.2	1.3
4歳	0.4	0.0	0.4	0.7	0.4	2.5	2.1
5歳	0.5	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	2.5

- 保護者の共働き状況別にみると、“父母ともにフルタイムで共働き”では「認可保育所」が76.4%と突出して高く、「幼稚園」や「幼稚園と預かり保育」は4%程度となっています。“父母いずれかがパートで共働き”では「幼稚園」と「認可保育所」がともに3割台、「幼稚園と預かり保育」が14.9%となっています。

- 幼稚園や保育所等を利用していない人の理由で「利用したいが、幼稚園や保育所などに空きがない」の割合は18.4%ですが、前回調査（H27）と比較すると、5.6ポイント高くなっています。

図表 【就学前】幼稚園や保育所等を利用していない人の理由



<これからの課題>

- 就学前児童数は減少しているものの、低年齢児の保育所等の利用割合が高まっています。また、「利用したいが、幼稚園や保育所などに空きがない」の割合が0～2歳の低年齢児で高くなっています。
- こうした状況から、今後も低年齢児の保育ニーズは高いと考えられます。そのため、待機児童解消に向けては、引き続き、保育施設の整備を進める必要があります。その一方で、今後の少子化の進行を念頭に置き、中長期的な視点で施設整備のあり方を検討する必要があります。
- 共働き家庭の増加や就労形態の多様化に伴い、幼稚園で長い時間の預かりを希望する傾向がみられます。また、1年以内の就労希望を持つ母親においてもパート、アルバイトや扶養の範囲内を希望する割合が高くなっています。このことから、今後、幼稚園において、長時間も含めた多様な預かり保育へのニーズの高まりに対応する必要があります。
- 小規模保育施設を利用している人のうち、「年齢制限があり、転園の必要がある」ことを不満の理由に挙げている割合が高いことも踏まえ、0～2歳児を預かる小規模保育施設の3歳以降の受け皿となる連携施設の確保を進める必要があります。
- 保育施設の整備だけでなく、保育の質の向上も進める必要があります。特に、それを支える保育士の人材確保と育成は非常に重要です。

2 子育て支援事業

<ニーズ調査結果①／病児・病後児保育の利用意向、不定期の一時預かりの利用意向>

- 保護者の用事等で不定期に子どもを預ける事業の利用について、「利用していない」が【就学前】78.0%、【小学生】91.3%とそれぞれ最も高くなっています。
- 今後の利用意向は、【就学前】が60.3%であり、前回調査（H27）と比較すると、13ポイント高くなっています。
- 保護者の用事等で子どもを泊りがけで預けた経験が「あった」割合は、【就学前】で18.6%、【小学生】で16.6%であり、前回調査（H27）と大きな変化はみられません。
- 対応方法は、【就学前】【小学生】ともに「親族、知人にみてもらった」が最も高くなっています。
- 子どもが病気やケガで幼稚園や保育所、学校等を休んだ時の対応について、「母親が仕事を休んだ」が【就学前】66.2%、【小学生】58.1%とそれぞれ最も高くなっています。
- 病児・病後児保育室を利用しない理由は、【就学前】【小学生】ともに「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」や「親が仕事を休んで対応する」の割合が高くなっていますが、「利用方法がわからない」、「利用までの手続きがわずらわしい」、「利用料がかかる、高い」、「そもそも制度を知らなかった」の割合も一定程度みられます。
- 0～2歳では「できれば病児・病後児保育室を利用したかった」の割合が2割以上であり、3歳以上に比べて高くなっています。（図表）

図表 【就学前】病児・病後児保育室を利用意向

	合計	病児・病後児保育室を利用できなかった	利用したかった	無回答
全体	1,060	15.7	64.8	19.5
0歳	76	34.2	47.4	18.4
1歳	143	22.4	58.7	18.9
2歳	156	21.8	61.5	16.7
3歳	266	11.7	65.8	22.6
4歳	238	9.7	72.3	18.1
5歳	160	10.0	68.1	21.9

<ニーズ調査結果②／子どもをみてもらえる状況>

- 【就学前】の子どもがいる家庭で子どもをみてもらえる親族や知人の有無は、祖父母と同居の家庭では「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が72.5%です。
- 祖父母と近居している家庭においては、市内、市外ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が7割を超えて高くなっています。
- 一方、祖父母との同居、近居のいずれもない家庭では、「だれもない」の割合が36.0%であり、同居や近居に比べて高くなっています。

図表 【就学前】子どもをみてもらえる親族や知人の有無

%		問9 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族、知人はいますか。						
		合計	日常的に祖父母などの親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる友人、知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人、知人がいる	だれもない	無回答
問33 祖父母との同居、近居(概ね30分以内で行き来できる)の状況はいかがですか。	全体	2068	21.4	61.4	4.0	18.4	16.7	0.6
	祖父母と同居	153	72.5	42.5	7.8	22.9	0.7	0.7
	祖父母と近居(市内)	748	34.4	72.5	4.8	15.5	3.5	0.8
	祖父母と近居(市外)	285	15.1	80.0	3.2	17.9	6.3	0.4
	いずれもない	810	2.2	48.4	3.1	20.2	36.0	0.6
	無回答	72	19.4	59.7	1.4	20.8	12.5	-

<統計データ／地域子ども・子育て支援事業の利用状況>

- 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の進捗状況は次の通りです。
- 5年間を通じて、多くの事業で計画値を上回る、あるいは計画値に近い実績がみられた一方、病児・病後児保育事業は計画値を大きく下回りました。

図表 地域子ども・子育て支援事業の計画と実績

※作成中

<これからの課題>

- 病児・病後児保育室の利用が少ない要因として、市内に1施設しかなく、地理的に預けたくても預けられない状況になっているほか、事業の周知が十分に行き届いていない可能性もうかがえます。そのため、病児・病後児保育室の地域偏在の解消のほか、定期的（継続的）、効果的な周知方法の工夫が必要といえます。
- 一時預かり（不定期に子どもを預ける事業）の利用件数は少ない現状ですが、【就学前】の利用希望が6割を超えて高いことから、潜在的なニーズはあると考えられます。そのため、保護者のニーズを見極めつつ、適切な環境整備を検討する必要があります。
- ファミリー・サポート・センターについては、引き続き高いニーズがありますので、利用者、サポーター双方の意見を踏まえ、より利用しやすく、使い勝手の良い事業にしていく必要があります。
- 妊娠、出産、育児に関して不安を抱えている方の負担を軽減し、安心して育児をできる環境を整えるため、支援策の充実を図る必要があります。

3 放課後の過ごし方

<統計データ/放課後児童クラブの利用状況>

- 平成 24 年度以降、市内の小学校児童数が 30,000 人前後と横ばいで推移する中、放課後児童クラブの設置数は増加しており、令和元年 5 月現在、小学校 52 校（全校）に設置されています。
- 平成 27 年度から対象学年を小学校 1～3 年生から 1～6 年生に拡大したことにより、児童数に対する利用割合は低下しましたが、利用児童数は増加しています。

■小学校と放課後児童クラブの概況

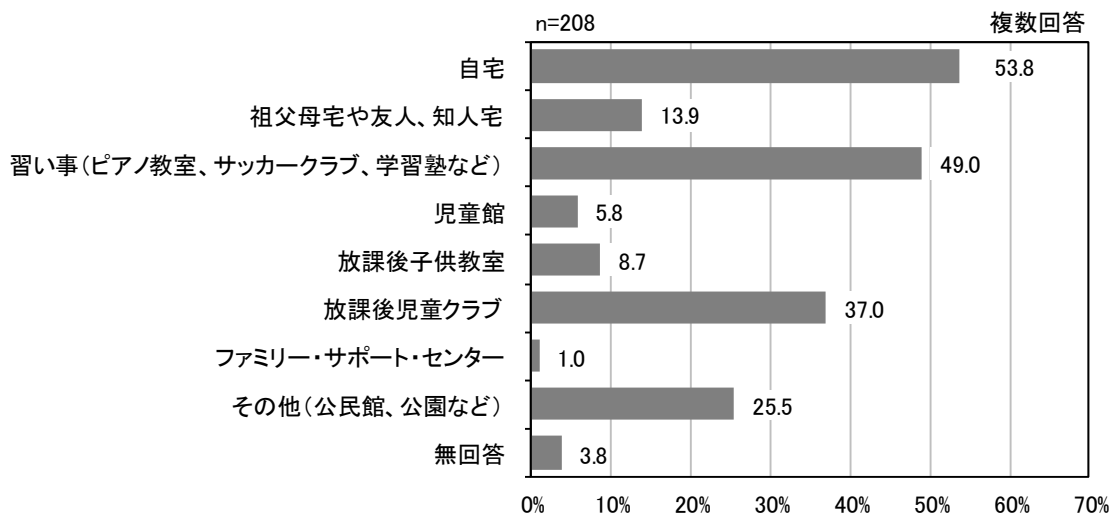
年次	小学校児童数	放課後児童クラブ 利用児童数	利用割合	設置室数
24 年度	29,930	3,381	23.0%	78
25 年度	30,034	3,511	23.5%	79
26 年度	30,065	3,600	24.1%	79
27 年度	29,815	4,364	14.6%	115
28 年度	29,944	5,152	17.2%	120
29 年度	30,125	5,235	17.4%	126
30 年度	30,221	5,163	17.1%	128

注：平成 27 年度より対象を小学校 1～3 年生から 1～6 年生へ変更 資料：川口市統計書（各年 5 月 1 日現在）

<ニーズ調査結果/放課後児童クラブの利用希望>

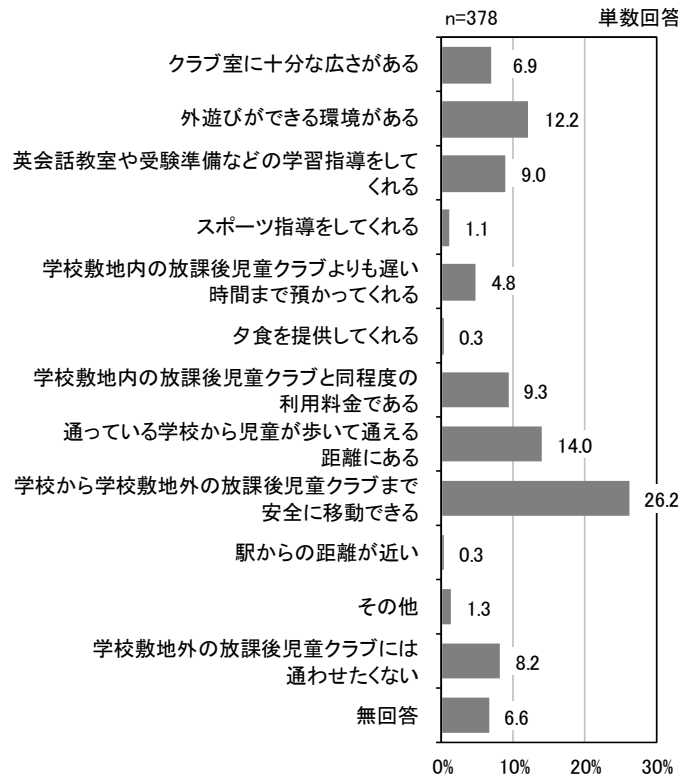
- 【就学前】（5 歳）の「放課後児童クラブ」の利用希望は、低学年で 37.0%、高学年で 20.2%であり、前回調査（H27）と比較しても大きな変化はみられません。

図表 【就学前】（5 歳）の「放課後児童クラブ」の利用希望



○ 【小学生】の「放課後児童クラブ」の利用希望は、低学年で34.4%、高学年で12.7%であり、現在の利用状況と概ね同じ割合となっています。なお、放課後児童クラブの利用希望は「6年生」までが35.7%と最も高くなっています。

○ 【小学生】で学校敷地外の放課後児童クラブに通う場合に最も重視する点は、「学校から学校敷地外の放課後児童クラブまで安全に移動できる」、「外遊びができる環境がある」、「通っている学校から児童が歩いて通える距離にある」を上位に挙げています。



図表 【小学生】学校敷地外の放課後児童クラブに通う場合に重視する点（第1位）

<これからの課題>

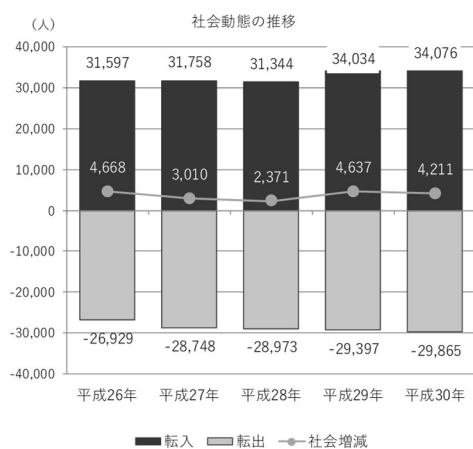
- 安心して利用できる環境整備が必要と考えられます。
- 学校敷地外に整備される放課後児童クラブに通う際に重視する点と、放課後を過ごす場所を選ぶ時に重視する点は一致しており、キーワードである「安全性」、「近さ」を念頭に置いた環境づくりが必要となります。
- 現在、放課後児童クラブは市が設置する「公設」と「学校敷地内への設置」を原則とし、利用希望者のほぼ全員を受け入れ、かつ、待機児童をださないよう運営しています。しかし、一部のクラブでは、子ども達が伸び伸びと時間を過ごすための十分なスペースや設備の十分な確保に苦慮する状況も発生しています。

4 働き方と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）

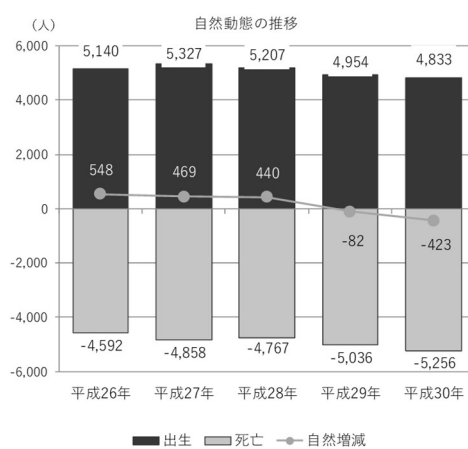
＜統計データ／人口動態、合計特殊出生率、女性の労働力率＞

- 平成 26 年から平成 30 年にかけての社会動態（転入・転出）は一貫して転入数が転出数を上回り、年間 2,300 人台から 4,600 人台の大幅な“社会増”となっています。
- 同じ期間の自然動態（出生・死亡）をみると、出生数が緩やかに減少する一方、死亡数は増加傾向です。そのため、平成 28 年までは出生数が死亡数を上回る“自然増”でしたが、平成 29 年以降は“自然減”となっています。

図表 社会動態



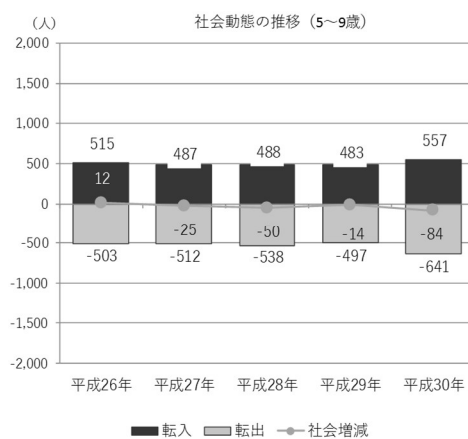
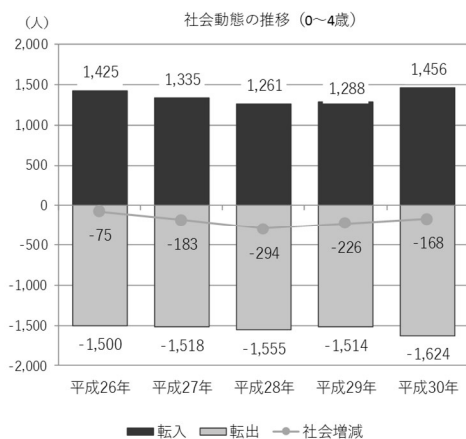
図表 自然動態



資料：川口市統計書

- 同じ期間の転入・転出を子どもの年齢でみると、0～4 歳、5～9 歳は転入が転出を下回る“社会減”が続いています。特に 0～4 歳は年間で 300 人近くが減少するケースもみられます。

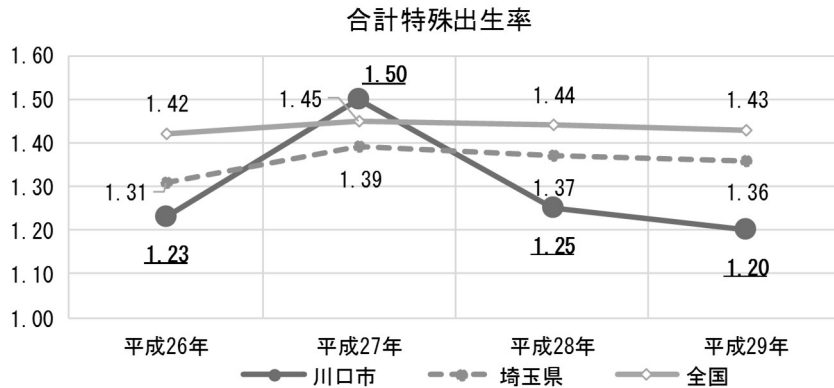
図表 子どもの年齢別転入・転出の推移



資料：住民基本台帳人口移動報告

- 同じ期間で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子どもの数である「合計特殊出生率」をみると、平成27年は本市が国・県を上回ったものの、それ以外は本市が国・県を下回る状況が続いています。

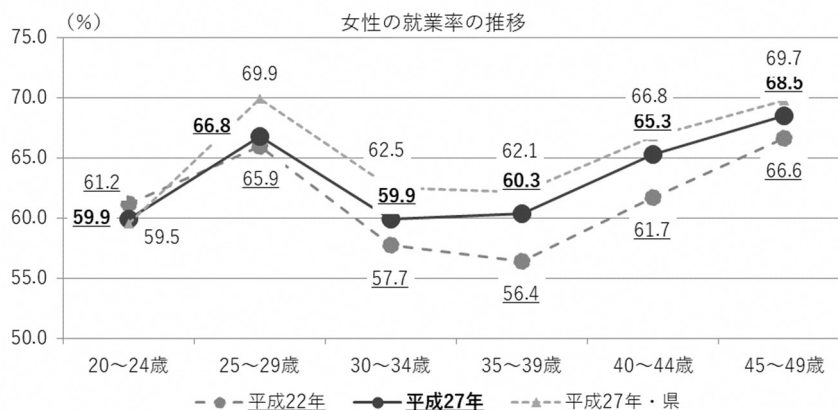
図表 合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県の人口動態概況

- 平成22年と平成27年の国勢調査から女性の年齢別労働力率（年齢人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）をみると、本市の女性は、20～24歳を除き、いずれの年齢でも平成27年が増加しています。特に35～39歳では3.9ポイントと大きく増加しています。
- 女性の労働力率は、結婚や出産期にあたる年齢に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する（M字カーブ）傾向があります。本市では、結婚や出産期の一時的な低下がやや小さくなっている（M字カーブの谷の部分の浅くなる）ことから、共働きや育児しながら働く女性が増加していると考えられます。
- 一方で、平成27年を県と比較すると、20～24歳を除き、いずれの年齢においても本市の数値が県を、若干、下回っています。

図表 女性の労働力率の推移

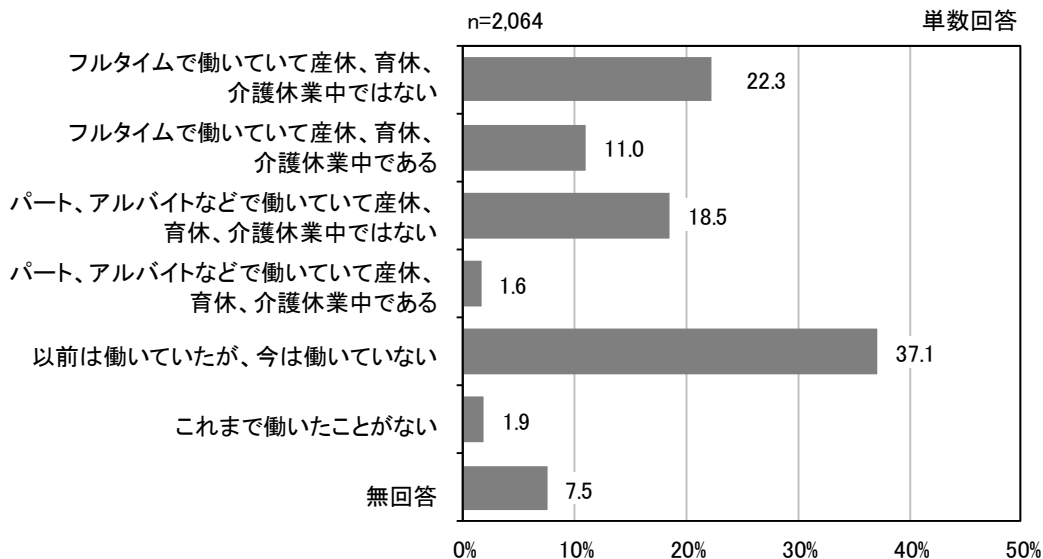


資料：国勢調査

<ニーズ調査結果／母親の就労状況・意向、育児休業の取得>

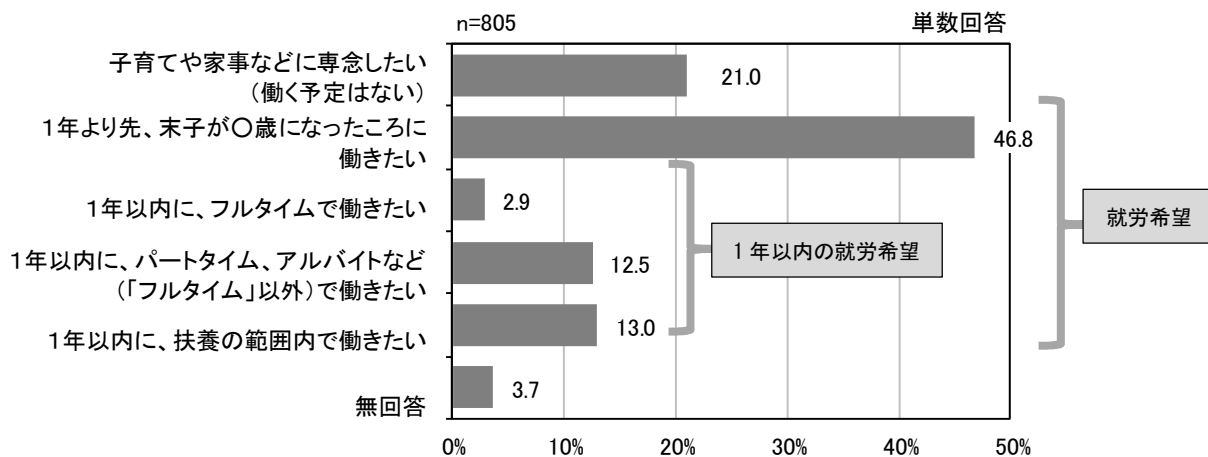
- 【就学前】の母親の就労状況は、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が全体及び子どもの年齢別でも最も高くなっています。
- 【就学前】の母親の就労状況を前回調査（H27）と比較すると、産休、育休、介護休業中も含めた『フルタイム』で働いている割合が9ポイント高くなっています。

図表 【就学前】母親の働く状況



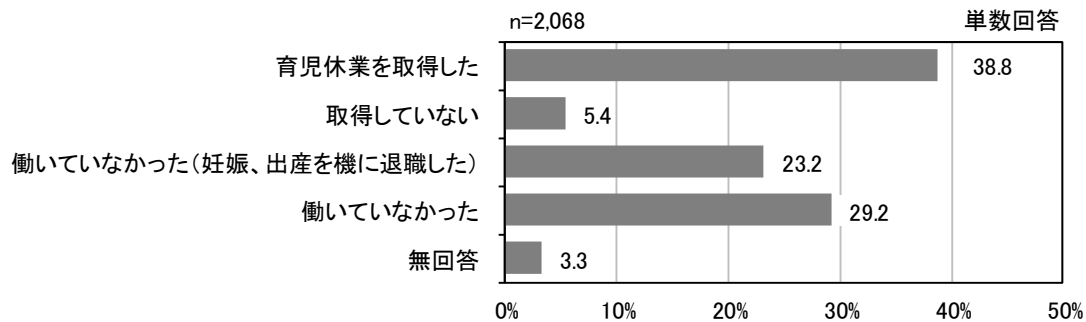
- 【就学前】の働いていない母親の8割近くは就労希望を持っています。
- 1年以内の就労希望は28.4%で、前回調査（H27）と比較すると、5.4ポイント高くなっています。そのうち、1年以内の就労希望の形態は「パート、アルバイトなど」や「扶養の範囲内」を希望する割合が高くなっています。

図表 【就学前】働いていない母親の就労希望



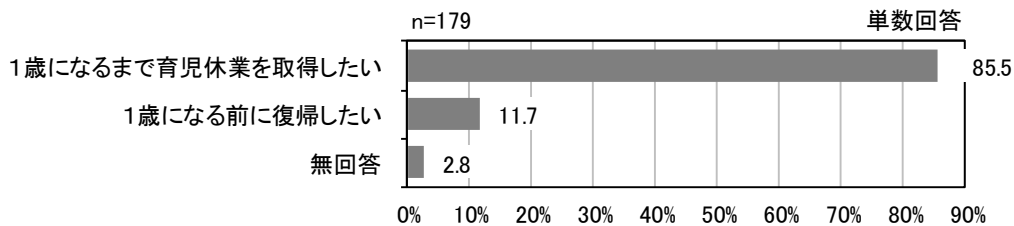
- 【就学前】の母親の「育児休業を取得した」は38.8%と最も多く、前回調査（H27）と比較すると、11.6ポイント高くなっています。

図表 【就学前】母親の育児休業の取得状況



- 【就学前】の育休中の母親において、子どもが1歳になった時に必ず預けられる施設があれば「1歳になるまで育児休業を取得したい」の割合が85.5%と高くなっています。

図表 【就学前】育児休業期間の希望



<これからの課題>

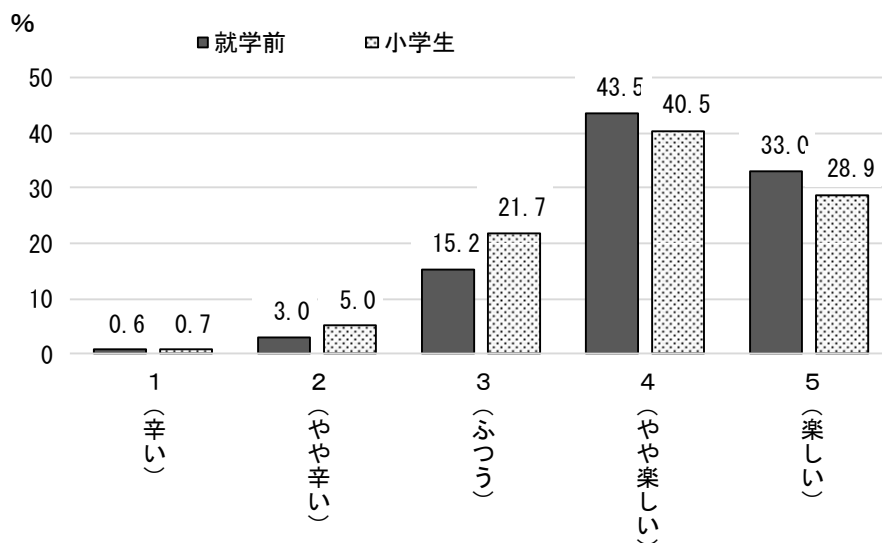
- 前回調査（H27）と比較して、働いている母親の割合が高くなっていることから、共働きの割合も増加していることが想定されます。また、共働きの増加に伴い、育児休業を取得している割合も高くなっています。
- 現在は働いていない母親の8割近くに将来的には就労希望があり、また、1年以内に「パート、アルバイトなど」や「扶養の範囲内」で、子育てと短時間就労の両立を望む傾向もみられます。
- 低年齢児から短時間で働く人の教育・保育ニーズの充足や子育て支援事業の充実を図り、働き方と子育てが両立できる環境づくり（ワーク・ライフ・バランス）を進める必要があります。
- 現在育休中の母親において、1歳になるまで育児休業を取得したいとの回答が8割を超えていることから、1歳になった際に子どもを預かることができる体制を整備することが重要になります。

5 子育て環境

<ニーズ調査結果①／子育ての楽しさ、子育て環境への期待>

- 子育ての楽しさ（5点満点）について、【就学前】【小学生】ともに、「4」が最も多く40%台、次いで「5」が30%前後となっています。

図表 【就学前】【小学生】子育ての楽しさ



- 子育て環境で期待する取り組みは、【就学前】、【小学生】ともに「子どもが安心して遊べる公園などの施設を整備する」、「犯罪や事故から子どもを守る体制を整備する」を上位に挙げています。また、【就学前】では「保育所、放課後児童クラブなど、働きながら子どもを預ける施設を増やす」も上位に挙げています。

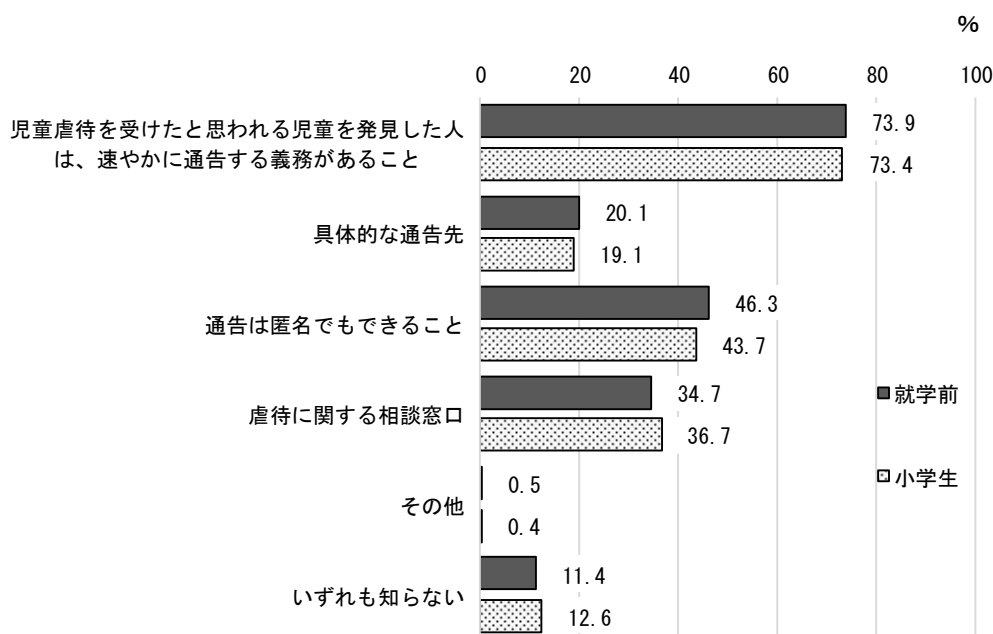
<ニーズ調査結果②／相談先、情報入手方法>

- 子育てに関して気軽に相談できる相手は、【就学前】、【小学生】ともに親族や知人の割合が高くなっています。一方、相談相手がない人のうち、市役所、幼稚園、保育所等の公的機関に対し、「いずれの方法でも相談しない」の割合が【就学前】、【小学生】ともに3割弱となっています。
- 市の子どもに関する情報入手方法の希望は、【就学前】、【小学生】ともに「市の広報やパンフレット」が最も高く、「利用している幼稚園、保育所、学校」が続きます。また、「川口市ホームページ」、「SNS（ツイッターなど）」の希望も比較的高くなっています。
- 祖父母に知ってほしい子育て情報は、【就学前】、【小学生】ともに「今と昔の子育ての違い（抱っこ、離乳食、虫歯予防など）」の割合が最も高くなっています。情報を伝える手段は、祖父母が同居や市内在住の場合は「市の広報紙に掲載する」が最も高くなっています。「ガイドブックを作成する」は同居、近居ともに3割台となっています。

<ニーズ調査結果③／児童虐待に関する認知度>

- 「どんな場合でも児童虐待にあたる」と思うことについて、「子どもをあざができてしまいうくらいの力で叩く」では【就学前】【小学生】ともに9割を超えているものの、その他については思う割合が5～7割程度にとどまり、児童虐待にあたる行動が十分に認知されていない状況がうかがえます。
- 【就学前】【小学生】ともに「虐待に関する相談窓口」の認知度は3割半ばであり、前回調査（H27）よりも高くなっています。一方で、「具体的な通告先」の認知度は【就学前】【小学生】ともに2割前後にとどまっています。

図表 【就学前】【小学生】児童虐待について知っていること



<これからの課題>

- 子育てを楽しいと感じる割合が高いことは、地域の子育て環境も含めた評価の表れと考えられます。こうした評価をさらに高める上で、子育て環境において重視する「子どもの遊ぶ場所の整備」、「子どもの安全を守る環境」への取り組みを進める必要があります。
- これからの情報提供については、「市の広報やパンフレット」の内容充実とともに、対象者に届きやすいインターネットを通じた情報発信方法の検討、市ホームページのコンテンツ強化が必要と考えられます。
- 児童虐待に関する相談窓口の認知度は高まっているものの、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の連絡先や、どのような行動が児童虐待に該当するかの認識が十分に浸透していない傾向もみられます。
- 児童虐待の防止に関して、子育て家庭、近居の祖父母、地域住民への児童虐待に関する具体的な知識の一層の普及に力を入れる必要があります。
- 外国人が多く居住していることから、外国人の子どもやその保護者への対応を充実させる必要があります。

第 3 章 計画の基本的な考え方

(中表紙裏)

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち

子ども・子育て支援法は、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という基本的な考えの下、子どもと子育てを全力で応援することを目的としています。

転入増加が当面続く本市では、ともすれば、地域でのつながりが希薄化し、子育て家庭が孤立するケースや、外国籍の子どもと家庭と日本語でのコミュニケーションもままならないケースも想定されます。

こうした地域性を考慮すると、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、子どもと家庭の「子育て」と「子育て」への応援を通じて地域のつながりがさらに広がる、深まるまちづくりが、これまで以上に求められていると考えます。

平成 17 年度からの「川口市次世代育成支援行動計画」で定め、平成 27 年度からの第 1 期計画で継承している基本理念に込めた思いがこれからも重要になることから、本計画においても基本理念を継承することとします。

2 基本目標（計画推進の視点）

本計画は、子ども・子育て支援を幅広い視点で推進していく 3 つの基本目標を定めます。基本目標は「次世代育成支援行動計画」を継承するとともに、健康増進、子どもの居場所づくり、障害児福祉、ひとり親家庭の自立促進、子どもの貧困対策等を新たに加えています。

目標 1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために【家庭支援】

子どもと子育て家庭にやさしい社会の形成が進んでいます。その一方、共働き家庭や様々な問題を抱えた家庭だけでなく、子育て中に生じる不安感・負担感を持った、すべての家庭に対する支援の必要性がますます高まっています。

次の 5 年間では、「より楽しい子育て」、「より安心できる子育て」を目指して、市民、地域、事業者、民間団体、教育関係者等、地域の力を総動員し、質の高い保育サービスを適切に提供するとともに、保護者が地域とつながりながら子育てのできる環境づくりをさらに進めます。

目標 2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育て」のために【子ども支援】

子どもは自ら“育つ力”を持っています。心身ともに健やかに成長しようとする、子どもの主体的な「子育て」を応援する環境が重要になります。

次の 5 年間では、出産前から子どもと保護者の健康を継続的に支える体制を強化するとともに、地域組織、ボランティア、NPO・民間団体、学校と協力して、子どもの成長段階に応じた居場所づくりの拡充を図ります。

さらに、外国籍の子どもが日本人と同じ「かわぐちっ子」として成長できるよう、日本語学習の充実を図ります。

目標 3 すべての市民が参加する 子育て・子育てにやさしい「まちづくり」のために【社会環境】

温かな眼差しの広がる生活環境は、子どもと子育て家庭にとって暮らしの大きな安心感につながります。

次の 5 年間では、多くの市民や企業の協力の下、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくとともに、子どもの重大な権利侵害である児童虐待への対応強化に向け、子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。

家庭の状況や障害の有無などに関わらず、子どもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けて学習環境の保障と体験活動の機会を拡充するとともに、子どもの発達を支える連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。

3 計画の体系

子ども・子育てビジョン (基本理念)	みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち
-----------------------	---------------------------------



目標	施策の方向性	施策
目標 1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために 【家庭支援】	(1) 子育てと就労を安心して両立できる環境づくり	① 子育てと就労を安心して両立できる保育サービスの充実
		② 保育サービスの質を高める取り組みの推進
	(2) すべての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実	① 子育ての喜びを支える相談支援の充実 (育児不安の軽減)
② 子育てに関する学習と地域とつながる機会の充実		
③ 子育て家庭の経済的支援		
目標 2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育て」のために 【子ども支援】	(1) 心身の健やかな成長の支援	① 子どもと保護者の健康の確保・増進
		② 食育の推進
	(2) 個性を伸ばす教育と次世代育成	① 子どもの居場所づくりの拡充
		② 日本語学習の支援
目標 3 すべての市民が参加する子育て・子育てにやさしい「まちづくり」のために 【社会環境】	(1) 子育て・子育て参加の意識啓発と実践	① 市民が応援する子育て・子育ての環境づくり
		② 児童虐待防止対策の強化
	(2) 支援を要する子ども・家庭への支援	① 子育て家庭の状況に応じた支援
		② 子どもの発達を支援する取り組み
		③ 障害児への支援の充実

重点検討テーマ(仮題)	<ul style="list-style-type: none"> ① 認定こども園の移行促進 ② 公立保育所のあり方 ③ 子ども家庭総合支援拠点 ④ 放課後児童クラブのあり方(新・放課後子ども総合プラン)
-------------	--

第4章 総合的な施策の展開

(中表紙裏)

目標 1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために 【家庭支援】

(1) 子育てと就労を安心して両立できる環境づくり

都心のベッドタウンという地域性を勘案し、市民が安心して働き方と子育てを両立（ワーク・ライフ・バランス）することのできる環境づくりに向けて、多様な保育ニーズに対応するため、市民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の体制強化と利用促進を図ります。また、関係機関と連携して、病児・病後児保育事業の充実を図るとともに、各種サービス・事業については、利用ニーズと運営主体となる事業所等の意向を踏まえ、提供体制の確保を進めます。

保育サービスの提供量の確保と質の向上を一体として捉え、保育現場の状況を把握しながら、保育の質を高める市独自の研修の一層の充実を図ります。また、関係団体との連携を深め、行政に期待される役割を果たす取り組みの研究と実践を進めます。

■ 第 1 期計画の主な取り組みと課題

- 平成 27 年度から新制度に移行した市内の保育施設では、小規模保育事業所も含めたすべての施設で保育標準の 11 時間保育を実施しています。
- 一時保育を実施する保育所は平成 27 年度以降に増えてきており、令和元年度現在、16 施設です。課題は保育士不足ですが、一方で市内の保育所の増加等も影響し、一時保育の利用者数は減少傾向にあります。
- 病児・病後児保育は、平成 27 年度に 2 か所から 1 か所になりましたが、令和元年度に 1 か所が開始し、合計 2 か所になる予定です。
- 児童福祉施設等で夜間の養育を実施するトワイライトステイ事業は、受け入れ先の施設が平成 30 年度で事業を中止したため、市内で提供体制を確保できていません。
- ショートステイは、市内 1 ヶ所、市外 1 ヶ所の乳児院に委託していますが、近年は利用実績がありません。
- ファミリー・サポート・センターの会員数は増加しています。また、早朝・夜間、宿泊を伴う預かりを実施している緊急サポートセンターの会員数も増えています。
- 平成 30 年度の中核市移行に伴い、保育所と幼保連携型認定こども園の認可権限と監査権限が県から移譲されました。本市では、保育所と幼保連携型認定こども園における保育士の配置基準を条例で国より手厚い基準とすることで、安全・安心な保育の確保に努めています。また、法定監査のほかに保育所長経験者の訪問による指導や助言と現場の実態把握に努めています。令和元年度は 1 名増員し、2 名の専任体制を整えて実施しています。

- 本市では保育の質の確保に力を入れており、市内の全ての認可保育所職員を対象に年間 20 回に及ぶ研修を市独自で実施しています。研修内容は保育指針や保育現場の様々な課題を踏まえて、本市の状況に応じた研修を実施しております。
- 平成 30 年度からは家庭保育室も県から移譲されました。本市の定める基準を満たす認可外保育施設として運営されています。立入調査は法定 1 回、市独自 1 回の年 2 回行い、保育の質の確保を図っています。

グラフ、写真等

グラフ、写真等

■施策の展開、主な事業

①子育てと就労を安心して両立できる保育サービスの充実

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	一時保育事業 (保育入所課)	○概要 保護者の就労、病気、冠婚葬祭、その他、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、小学校就学前の児童をお預かりし、保育を行います。
		○今後の方向性 一時保育を必要とする児童に対して、保育の質を下げることなくサービスの提供を行います。
2	病児・病後児保育事業 (子ども育成課)	○概要 子どもが病気になったとき、集団保育もしくは自宅での保育が困難な場合、医師の許可のもと専門の施設で預かる事業です。市内に居住している生後8週～小学校6年生までを対象に実施しています。
		○今後の方向性 利用者のニーズを考慮し、施設および定員数の確保に努めます。
3	緊急サポートセンター事業 (子ども育成課)	○概要 病気又は病気の回復期や、早期・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する方と、子育ての援助を行える保育士等の相互の紹介を行い、住民参加による有償、有料の相互援助活動の推進を図ります。
		○今後の方向性 引き続き現状のサービス提携を行います。
4	ファミリー・サポート・センター事業 (子ども育成課)	○概要 住民参加による助け合いの会員制度として、生後6か月から小学校6年生までの子育て中の方に対する子どもの預かりなどの相互援助活動を推進し、児童の福祉の向上を図ります。
		○今後の方向性 定期的にサポーター会員の募集を行い、増員を図るほか、既存会員の継続活動につながる体制の確保に努めます。また、サービス利用者がより利用しやすい環境づくりに努めます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
5	子どものショートステイ事業 (子育て相談課)	○概要 保護者の疾病等、やむを得ない理由により、家庭において子どもの養育が一時的に困難となった場合に、乳児院などの児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を実施します。
		○今後の方向性 現時点で利用者のニーズはないが、現状のサービス提供が維持できるよう実施します。
6	延長保育事業 (保育入所課)	○概要 通常保育時間帯を超えて保育を必要とする児童の保育を行います。
		○今後の方向性 新設保育所の開所にあわせて、延長保育の実施を検討します。
7	子どものトワイライトステイ事業 (子育て相談課)	○概要 就業等により保護者の帰宅が遅くなり、子どもの夜間の養育が困難となった場合に、児童福祉施設等で夜間の養育を実施します。
		○今後の方向性 現時点で利用者のニーズはないが、事業の実施方法について検討していくとともに、事業実施施設の確保に努めます。
8	家庭保育室事業 (保育入所課)	○概要 保護者の労働又は疾病等の事由により、生後8週過ぎから2歳(4月1日時点)までのお子さんに対し、家庭での保育が困難である保護者に代わり、保育を実施します。
		○今後の方向性 現行制度を維持しつつ、地域の保育ニーズや家庭保育質事業者の運営状況を勘案し地域型保育事業への移行を促進していきます。

9	幼稚園における預かり保育事業 (保育入所課)	○概要 就労等により家庭で子どもを保育できないが、幼稚園を希望する保護者に対し、教育時間以降も子どもを預かり保育を行います。
		○今後の方向性 子どもを取り巻く社会情勢の変化や保護者の就労形態の多様化などを踏まえ、今後も継続していきます。
10	教育・保育施設の提供体制の確保 (子ども総務課)	○概要 待機児童の解消を目指すとともに、より安心・安全で質の高い教育・保育施設の整備を進めていきます。
		○今後の方向性 引き続き、認可保育所の整備を進めるほか、既存幼稚園の認定こども園への移行支援を進めていきます。

②保育サービスの質を高める取り組みの推進

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	保育士研修 (保育入所課)	○概要 安全・安心な保育を実施するため、保育所等の職員として必要な知識及び技術を習得し、資質の向上を図ります。
		○今後の方向性 今後も、様々な保育ニーズに対応できるよう、専門知識や技術の習得に努めます。
2	保育所等保育支援指導 (保育入所課)	○概要 保育の質の向上及び事故防止を目的に、保育士が日常の保育を確認し、必要に応じて指導や助言を行います。
		○今後の方向性 今後も、安全・安心な保育の実現に努めます。
3	認可外保育施設立入調査 (保育入所課)	○概要 認可外保育施設の指導監督として、児童福祉法に基づく調査に加え、事故が発生しやすい午睡等の保育を確認するため、抜き打ち調査を行い、必要に応じて指導や助言を行います。
		○今後の方向性 今後も、安全・安心な保育の実現に努めます。

(2) すべての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を地区担当の保健師等が訪問します。早い時期から子育て家庭とのつながりを持つことで、育児不安の軽減や育児の孤立化を防ぎ、子育てを喜ぶ家庭を支えています。

子どもが生まれ育つ基本的な場である家庭において、子どもが安心してゆとりある生活を送ることができるよう、妊娠期から子育て期の母子保健及び育児に関する相談支援拠点となる子育て世代包括支援センターの増加を進めます。

また、初めての子育てを学ぶ機会を提供するとともに、子育て家庭同士の交流や仲間づくりを促すため、中学校区（26校区）に1か所以上を目指して地域子育て支援拠点の拡大を図ります。

家庭の経済状況によって、子どもの受ける教育、福祉、医療などに格差が生じないように、子育て家庭への経済的支援を継続します。

■第1期計画の主な取り組みと課題

- 産婦・新生児訪問指導は、地域保健センターの地区担当の保健師や助産師（委託）が、産後うつの調査を含め、家庭状況の把握と情報提供を行っています。こんにちは赤ちゃん訪問と連携し、生後4か月までに乳児のいるすべての家庭を訪問するよう努めています。
- 養育の心配な家庭も増えていることから、医療機関と地域保健センターで情報を共有し、母子訪問指導や養育支援訪問と連携し、継続的なケアにつなげています。今後は、より一層、丁寧な情報提供と指導を心掛けるとともに、外国人への支援方法も工夫する必要があります。
- 地域子育て支援拠点事業は開催場所を増やし、令和元年度は16か所（保育所併設9か所、委託7か所）で親同士の交流や育児相談を実施しています。子育て支援事業（おやこの遊びひろば）は、3歳児までの親子が予約不要で気軽に参加できるために人気があります。
- ウェルカムBaby教室や育児教室は、子育てに役立つ実践的な知識習得と参加者同士の仲間づくりの貴重な機会となっています。
- 今後は、地区による参加率の差を縮めること、外国人も参加しやすくすることが課題といえます。

グラフ、写真等

■施策の展開、主な事業

①子育ての喜びを支える相談支援の充実（育児不安の軽減）

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	乳児家庭全戸訪問事業 （子育て相談課・地域保健センター）	<p>○概要 産婦・新生児訪問指導事業及びこんにちは赤ちゃん訪問事業で生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。</p> <p>○今後の方向性 訪問達成率100%を目指し、対象となる家庭をすべて訪問する。支援が必要な家庭については適切なサービスに繋げていきます</p>
2	養育支援訪問事業 （子育て相談課・地域保健センター）	<p>○概要 養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問支援員（保健師、ヘルパー等）が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。</p> <p>○今後の方向性 養育支援が必要とされた家庭に対し、適切な養育を支援するため本事業を実施します。</p>
3	ウェルカムBaby教室 （地域保健センター）	<p>○概要 妊娠4～8か月の妊婦とその夫（パートナー）を対象に、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及及び赤ちゃんの沐浴実習等の体験を通して、安心して出産・育児ができるよう毎月教室を開催します。参加者同士の交流を通して仲間づくりを促し、地域での子育てが孤立しないよう支援します。</p> <p>○今後の方向性 今後も継続的に実施し参加希望の方に対応できるように努めます。</p>

4	母子訪問指導 (地域保健センター)	○概要 妊娠・出産・育児、また子どもの心身の発達について支援が必要な家庭を対象に保健師等が訪問指導を行います。
		○今後の方向性 訪問のニーズに即応できるように地区担当制で訪問指導を継続していきます。
5	育児教室 (地域保健センター)	○概要 乳幼児をもつ保護者を対象に実施し、子どもの発育発達や生活リズムなどの知識及び交流の場を提供することで、育児不安を軽減します。対象者が参加しやすいよう、地域保健センターや公民館などで開催します。
		○今後の方向性 行政地区割で10地区すべての地区で開催している。社会教育との共催や依頼にも応じ、育児支援の一貫として継続していきます。
		○今後の方向性 関係機関との連絡・連携の強化を図ります。
6	10か月児健康相談 (地域保健センター)	○概要 生後10か月になる乳児とその保護者を対象に、育児不安の軽減および疾病、異常の早期発見を目的として、心身の発育・発達の観察や相談を実施します。
		○今後の方向性 今後も継続的に実施し参加者からの相談に適切に対応できるよう努めます。
7	離乳食講習会 (地域保健センター)	○概要 生後3～5か月児とその保護者を対象に離乳期に必要な栄養の知識を普及し、乳児の心身の健全な発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。
		○今後の方向性 申込者全員が参加できるよう開催回数増加を検討します。

8	幼児食講習会 (地域保健センター)	<p>○概要 1歳～1歳6か月児とその保護者を対象に、離乳完了期に必要な栄養の知識を普及し、幼児の心身の健全な発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。</p> <p>○今後の方向性 今後も継続的に実施し参加希望者に対応できるように努めます。</p>
---	----------------------	--

②子育てに関する学習と地域とつながる機会の充実

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	地域子育て支援拠点事業 (子ども育成課)	○概要 地域における子育て家庭を対象として、子育てについての相談、情報提供、助言などを行うことや、子育て家庭の交流の場の提供を通じて、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもたちの健やかな育ちの促進を支援します。
		○今後の方向性 地域の子育て支援機能の充実に努めます。
2	子育て支援事業（おやこの遊びひろば） (子ども育成課)	○概要 地域のコミュニティの拠点である公民館などに保育士を配置し、保護者との交流などを通し、子育ての不安解消に努め、子どもの健全な育成を図ります。
		○今後の方向性 身近な場所に子育て支援の場を提供し、子育ての相談については、必要に応じ、関係機関との連携・協力を図ります。また、地域ボランティアによる活動を支援し、より良い事業となるよう努めます。
3	利用者支援事業 (基本型) (子ども育成課)	○概要 子育て中の親のそれぞれのニーズにあった、子育て情報の提供や相談、保育園・幼稚園、育児サークルなどの利用にあたっての案内などを行います。
		○今後の方向性 引き続き子育て中の親のニーズ把握に努め、子育て情報の提供や相談等による支援の充実に努めます。
4	子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業（母子保健型）) (地域保健センター)	○概要 妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関して相談・支援を行います。
		○今後の方向性 現在、8保健ステーション中5か所で実施。全保健ステーションでの実施を目指し、令和6年度までに実施ステーションを7か所へ拡充します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
5	子育て支援サービス情報の提供 (子ども育成課)	<p>○概要 広報かわぐちやホームページなどで情報提供を行っています。また、様々な項目を網羅した子育て支援サービスに関するガイドブックの発行や、市の子育て支援に関する事業情報、施設情報、健診情報など、登録者に対して子育て情報メールを配信します。</p> <p>○今後の方向性 市民への子育て支援関連情報の提供および内容の充実に努めます。</p>
6	子育て支援総合コーディネート事業 (子ども育成課)	<p>○概要 関係機関や地域子育て支援拠点等との連携の強化や、子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図りきめ細やかな支援を行う。また、子育てサポーターの養成や活用に関する業務を行います。</p> <p>○今後の方向性 関係機関との連絡・連携の強化を図ります。</p>

③子育て家庭の経済的支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	赤ちゃんにっこり応援金 (子ども育成課)	○概要 1歳未満の乳児の保護者で育児用品をレンタル若しくは購入及び母乳育児支援を利用したかたに1万円(第3子以降の対象乳児については2万円)を支給し、子育て世代が住みやすいまちづくりを推進します。
		○今後の方向性 多くのかたが助成を受けられるよう制度を周知し、保護者の経済的な負担の軽減と子育て支援の充実に努めます。
2	子ども医療費支給事業 (子ども育成課)	○概要 各種医療保険に加入している中学校修了前までの児童を養育している保護者に対し、児童が医療機関にかかったときの保険医療の自己負担分を支給します。
		○今後の方向性 利便性の向上を図りつつ、引き続き事業を推進します。
3	訪問型病児・病後児保育 利用助成金 (子ども育成課)	○概要 児童が病気又は病気の回復期にあって集団保育等を行うことが困難な時期に、ベビーシッター等の派遣を利用した保護者に対し、利用料の一部を助成することにより、保護者の経済的な負担の軽減と子育て支援の充実に努めます。
		○今後の方向性 引き続き保護者の経済的な負担の軽減と子育て支援の充実に努めます。
4	児童手当支給事業 (子ども育成課)	○概要 中学校終了前までの児童を養育している方を対象に手当を支給します。
		○今後の方向性 国の制度に基づき引き続き事業を推進します。

目標 2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育て」のために【子ども支援】

(1) 心身の健やかな成長の支援

子どもと保護者にとって心身の健康は充実した生活の基本です。しかし、近年、子育て中の保護者が家庭や地域で孤立するケースが増えているため、子どもと保護者の心身の健康に生じる問題を早期に発見・対応する必要性が高まっています。

妊娠・出産・育児と続く時間軸の中で、母子健康手帳の交付から各種健康診査、予防接種等を通じて、子どもの成長と保護者の健康増進を継続的に支えます。

「食」を通じて心身の健全育成、豊かな人間性の形成、家族関係づくりがなされるよう、乳幼児期に望ましい食習慣の定着を図る食育を推進します。

■ 第 1 期計画の主な取り組みと課題

- 母子健康手帳の交付にあたり、子育て世代包括支援センター事業を実施している5か所の保健ステーションでは保健師が面談して妊婦の様子や生活環境を把握し、支援の必要性を確認しています。
- 平成 30 年度から産後健診（1 回）を開始しました。健診の大切さと受診忘れがないよう、周知に努めます。
- 乳幼児健診では、個別通知送付後に、再度受診勧奨通知を送ることで未受診者を減らすよう、努めております。また、未受診者には、子どもの発達や生活の様子を把握するためのアンケートを送付し、必要時に保健師による電話での聞き取りや家庭訪問を実施することで育児状況や子どもの発育発達を確認しています。
- 平成 30 年度から予防接種のスケジュール管理や教室の申し込みができる予防接種モバイルシステム（わくわくワクチン）を導入しました。また、平成 30 年度からは市独自におたふくかぜの予防接種費用の一部助成を開始しました。
- 今後は子育て世代包括支援センター事業を実施する保健ステーションの拡充、妊娠・出産・育児を通じてきめ細かな支援を行うための体制構築と、保健業務の質の向上に継続的に取り組む必要があります。
- 公立保育所の献立は、担当課の専門栄養士が食育の視点も含めて作成しています。

グラフ、写真等

■施策の展開、主な事業

①子どもと保護者の健康の確保・増進

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	母子健康手帳等交付 (地域保健センター)	○概要 妊娠を届け出た妊婦を対象に、妊娠中の健康維持、安全な出産、生まれた子どもの健康診査や予防接種などの状況管理のため、市民課及び各支所、駅前行政センター、駅連絡室、地域保健センター等の子育て世代包括支援センター事業を実施している窓口で母子健康手帳の交付を行う。母子健康手帳と併せて、母子保健サービスのパンフレットを配布し周知を図っている。「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進の一環としてマタニティキーホルダーを全妊婦に配布しています。
		○今後の方向性 今後も妊娠届を提出した方へ母子健康手帳の交付を行います。
2	妊婦健康診査・産後健診 (地域保健センター)	○概要 母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査助成券、H I V抗体検査助成券、子宮がん検診助成券、H T L V - 1抗体検査助成券、性器クラミジア検査助成券及び、産後健診助成券を交付します。
		○今後の方向性 助成券の交付と、妊婦健康診査及び産後健診の重要性の周知を継続して行います。
3	3・4 か月児健康診査 (地域保健センター)	○概要 3・4か月の乳児とその保護者を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察などを実施します。
		○今後の方向性 受診率の向上、未受診児の全数把握を継続します。

4	10か月児健康相談 《再掲》 (地域保健センター)	○概要 生後10か月になる乳児とその保護者を対象に、育児不安の軽減および疾病、異常の早期発見を目的として、心身の発育・発達の観察や相談を実施します。
		○今後の方向性 今後も継続的に実施し参加者からの相談に適切に対応できるよう努めます。
5	1歳6か月児健康診査 (地域保健センター)	○概要 1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察などを実施します。
		○今後の方向性 今後も受診勧奨通知を行うとともに、さまざまな場面で健診の重要性を周知し受診率の向上を推進します。
6	1歳6か月児歯科健康診査 (地域保健センター)	○概要 1歳6か月～2歳未満の幼児とその保護者を対象に、歯の健康状態を把握し、虫歯（う蝕）を予防・進行阻止するため、委託医療機関において歯科健康診査を実施します。また、1歳6か月から3歳になる前日までの間に2回、フッ化物塗布を実施します。
		○今後の方向性 今後、受診率の向上を図り、幼児の乳歯う蝕予防及び進行阻止等の歯科保健の向上を推進します。
7	3歳児健康診査 (地域保健センター)	○概要 3歳6か月～4歳未満の幼児とその保護者を対象に、毎月問診、身体測定、内科及び歯科健康診査を実施し、発育・発達の評価と疾病・異常の早期発見を図ります。また、保護者に対して、虫歯予防、発育・発達、栄養、生活習慣など育児に関する指導を行います。
		○今後の方向性 実施方法、実施内容ともに改善を図り、受診率の向上を推進します。

8	予防接種 (地域保健センター)	<p>○概要</p> <p>予防接種法に基づき、感染予防及び病気のまん延防止を目的に定期予防接種を実施します。また、おたふくかぜの任意予防接種費用の一部を助成します。</p>
		<p>○今後の方向性</p> <p>定期予防接種の周知を図り、接種対象者への勧奨を推進します。</p> <p>任意予防接種費用の助成制度の周知に努めます。</p>

②食育の推進

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	離乳食講習会《再掲》 (地域保健センター)	○概要 生後3～5か月児とその保護者を対象に離乳期に必要な栄養の知識を普及し、乳児の心身の健全な発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。
		○今後の方向性 申込者全員が参加できるよう開催回数増加を検討します。
2	幼児食講習会《再掲》 (地域保健センター)	1歳～1歳6か月児とその保護者を対象に、離乳完了期に必要な栄養の知識を普及し、幼児の心身の健全な発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。
		○今後の方向性 今後も継続的に実施し参加希望者に対応できるように努めます。
3	保育所における食育の推進 (保育入所課)	○概要 保育所の給食において、季節ごとの旬の食材を学び、行事食の提供・紹介により食文化の伝承を図る。 園庭栽培やクッキング保育等を通して、食物への関心を高め、食の大切さ、感謝を学ぶ機会を設けます。
		○今後の方向性 今後も引き続き食育の推進を図っていきます。

(2) 個性を伸長する教育と次世代育成

子ども達の安全・安心な居場所とともに、子ども達の健康増進、情操豊かな心、自主性・創造性・社会性を育む集いの場、体験する場、学びの場を提供するため、地域組織、ボランティア、NPO・民間団体、学校と協力して、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童センター事業等の拡充と質の向上に継続的に取り組めます。

日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒の増加が見込まれることから、学校生活と社会生活の基本となる日本語でのコミュニケーションがとれるよう、日本語学習の充実を図ります。

■ 第1期計画の主な取り組みと課題

- 本市の放課後児童クラブは、「公設（運営委託）」と「学校敷地内設置」を原則として、希望者全員を受け入れています。平成27年度からは高学年も対象に加え、令和元年度現在は市内全校に設置しています。
- 人口の多い地域の放課後児童クラブは、子ども達が伸び伸び活動できる十分な環境とは言えず、運営スタッフも不足気味の状況です。今後、増加する利用希望者に適切な環境を確保するためには、「公設」「学校敷地内設置」という原則の見直しや学校内の専用室の増設等、抜本的な対策を早急に検討する必要があります。
- 放課後子供教室では、小学校の体育館や余裕教室を活用し、文化、スポーツ、学習等の様々な体験活動を実施しています。運営を委託している地域団体やNPO等に対しては、研修や協議の場を設け、プログラム内容の充実や事故防止対策の強化に取り組んでいます。
- 令和5年度の全小学校区での開設とともに、放課後児童クラブとの一体型による運営を目指し、放課後等に子ども達が安全で安心して活動できる場所の充実に努めます。

グラフ、写真等

■施策の展開、主な事業

①子どもの居場所づくりの拡充

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	放課後児童クラブ (学務課)	<p>○概要 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童について、小学校等の施設を利用して、生活や遊びを行いながら児童の健全な育成を図ります。</p> <p>○今後の方向性 今後も待機児童が発生しないよう、児童の受入れ体制を確保すべく努力し、施設・指導の両面での改善を図っていきます。</p>
2	放課後子供教室 (生涯学習課)	<p>○概要 放課後等に小学校等を活用し、地域の方々の参画を得て、子供たちに文化活動やスポーツ、学習等様々な体験活動を提供します。</p> <p>○今後の方向性 「川口市放課後子供教室事業推進計画（平成29年11月策定）」に基づき、毎年度5教室程度の増設を目指し、令和5年度には全小学校区での実施を目標とします。</p>
3	児童センター事業 (子ども育成課)	<p>○概要 児童に健全な遊びの環境を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に児童センターを設置し、まつりなどの行事や親子教室などを実施します。</p> <p>○今後の方向性 引き続き幅広い年齢層の子どもたちが活動し交流できる場を地域と連携しながら築いていけるよう努めます。また、市民ニーズを把握し、事業の拡充等について検討していきます。</p>

4	鳩ヶ谷こども館事業 (子ども育成課)	<p>○概要 児童センターと同様に、児童に健全な遊びの環境を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置し、まつりなどの行事や親子教室などを実施します。</p>
		<p>○今後の方向性 引き続き幅広い年齢層の子どもたちが活動し交流できる場を地域と連携しながら築いていけるよう努めます。</p>
5	アドベンチャープレイ事業 (子ども育成課)	<p>○概要 子どもたちの中に豊かな遊びを復活させ、子どもたちの冒険心・好奇心を刺激し、自主性・創造性・社会性を高め児童の健全育成を図るために、遊びの提供や遊具の貸し出し、プレイリーダー養成講座、まつりなど各種イベントを実施します。</p>
		<p>○今後の方向性 プレイリーダー（市民ボランティア）と協力し、より良い協働事業となるよう努めます。</p>

②日本語学習の支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	ボランティア日本語教室への支援 (協働推進課)	<p>○概要</p> <p>市内で活動するボランティア日本語教室について、かわぐち市民パートナーステーションの優先貸出しを行うとともに、公民館を利用する団体については使用料を免除します。</p> <p>日本語教室に必要な学習教材について情報収集し、日本語教室に無償で貸与します。</p> <p>日本語ボランティア入門講座と日本語ボランティアレベルアップ講座を開催し、日本語ボランティアの人材補充とレベルアップに努めます。</p> <p>ボランティア日本語教室連絡会議を年4回開催し、教室の資質向上に努めます。</p> <p>○今後の方向性</p> <p>今後も同規模の支援・事業を実施します。</p>
2	日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会 (協働推進課)	<p>○概要</p> <p>進学を希望している外国籍生徒やその保護者に対して、入試制度全般や外国人特別選抜、中学校の成績のつけられ方、業者テスト、学校生活、学費、日本語の勉強方法などの進学に関する基本的な情報提供を行う相談会を開催します。</p> <p>○今後の方向性</p> <p>今後も同規模の相談会を継続します。</p>

目標 3 すべての市民が参加する 子育て・子育てにやさしい「まちづくり」 のために【社会環境】

(1) 子育て・子育て参加の意識啓発と実践

市民、商店、民間企業等の協力を仰ぎながら、困った時に助け合い、子育て中の親子を温かく迎えるお店や民間施設を増やし、地域全体で「子育てを応援するまち」「子育てにやさしいまち」の機運を高めていきます。

全国で児童虐待の事件が後を絶たない現状を踏まえ、本市では要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の情報共有と連携のさらなる強化に努めます。

児童虐待を未然に防ぐために、市民に児童虐待防止に関する意識啓発や相談窓口の周知をすると共に、福祉・教育・医療等と連携し、乳幼児健診の未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認に取り組みます。また、令和4年度までに、子ども家庭総合支援拠点機能の整備を進めます。

■ 第1期計画の主な取り組みと課題

- 県の事業であるパパ・ママ応援ショップ、「赤ちゃんの駅」は、市内に登録するお店や施設も増えています。気軽に利用できるよう、一層の周知が必要となります。
- 家庭児童相談室で、家庭児童相談員による相談を平日は毎日受け付けています。土曜日は3か所の児童センターで子ども家庭相談室を開所しています。相談窓口が増えることに伴い、対応に差がでたり、情報共有が遅延したりしないよう、拠点機能の強化が必要になっています。
- 児童虐待に関する正しい知識の一層の普及、相談窓口の認知度の向上を通じて、子育て家庭の孤立化防止や地域で見守る市民意識の向上を図る必要があります。
- 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察などの関係機関との円滑な連携をさらに進めることが必要です。

グラフ、写真等

■施策の展開、主な事業

①市民が応援する子育て・子育ての環境づくり

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	ファミリー・サポート・センター事業《再掲》 (子ども育成課)	<p>○概要 住民参加による助け合いの会員制度として、生後6か月から小学校6年生までの子育て中の方に対する子どもの預かりなどの相互援助活動を推進し、児童の福祉の向上を図ります。</p> <p>○今後の方向性 定期的にサポーター会員の募集を行い、増員を図るほか、既存会員の継続活動につながる体制の確保に努めます。</p>
2	パパ・ママ応援ショップ事業 (子ども育成課)	<p>○概要 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子ども、妊娠中の方がいる家庭を対象に優待カードを交付し、協賛する店舗等が様々なサービスの提供を行う事業です。 県と市町村が共同して実施し、県がカード・ステッカー等を作成し、市町村は優待カードの配布と店舗等に対し協賛を依頼します。</p> <p>○今後の方向性 子育て中の多くの家庭のニーズもあり、県の継続実施に合わせ本市でも実施します。</p>
3	「赤ちゃんの駅」事業 (子ども育成課)	<p>○概要 誰でも自由におむつ替えや授乳が行え、希望者が無料で利用できる施設を「赤ちゃんの駅」として県に登録し、ステッカーを掲示し、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境を提供します。</p> <p>○今後の方向性 子育て中の多くの家庭のニーズもあり、県の継続実施に合わせ本市でも実施します。</p>

②児童虐待防止対策の強化

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	要保護児童対策地域協議会 (子育て相談課)	○概要 関係者や関係機関が円滑に連携し、要保護児童の早期発見に努め、適切な支援、保護を実施します。
		○今後の方向性 今後も関係者や関係機関の円滑な連携に努め、要保護児童の早期発見と適切な支援を実施します。
2	家庭児童相談室 (子育て相談課)	○概要 家庭や児童、子育てに関する様々な悩みや不安についての相談業務を実施します。
		○今後の方向性 子ども家庭総合支援拠点の整備を進めるなどして、相談体制の充実を図ります。
3	乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認 (子育て相談課)	○概要 福祉や教育等、家族以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的に、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していない子どもの把握を行います。
		○今後の方向性 把握対象児童すべての状況把握、安全確認を実施していきます。
4	児童虐待防止に関する周知・啓発 (子育て相談課)	○概要 児童虐待防止に関する周知・啓発活動を行い、児童虐待の防止に努めます。
		○今後の方向性 関係機関等と連携を図り、児童虐待防止に関する講座等を実施するなどして、児童虐待防止の周知・啓発に努めます。
5	子育て支援講座 (子育て相談課)	○概要 子育てを難しいと感じている保護者を対象に、子どもへの効果的で具体的な対応方法を学習する講座を実施し、よりよい親子関係を築けるよう支援します。
		○今後の方向性 (仮称) 子ども発達相談支援センターにおいて、事業を拡充します。

(2) 支援を要する子ども・家庭への支援

様々な状況にある子育て家庭が安心して生活でき、成長と自立に向けた意欲の向上を応援するため、国や県の制度も活用しながら、生活の安定、資格取得、職業能力向上を支援する事業を継続します。

子ども一人ひとりを取り巻く環境や心身の状態を十分に踏まえ、学習と体験の機会の拡充、心身の発達への支援、障害に伴う暮らしづらさの解消に向けて、当事者団体、専門機関、支援者等との連携をさらに進め、地域全体で支援する体制を強化します。

その一環として、乳幼児から学齢期を切れ目なく支援するため、(仮称)子ども発達相談支援センターを設置し、連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。

■ 第1期計画の主な取り組みと課題

- 子どもの発達に関する相談も含めた、子育てに関する総合相談窓口として、平成26年度に担当課を設置し、相談者が相談しやすい体制を整えました。
- 子どもの発達に関する相談件数の増加や相談内容が多様化する現状を踏まえ、令和2年度に(仮称)子ども発達相談支援センター設置を決定しました。今後は、福祉・保健・教育・医療等が連携し、切れ目のない支援を行なう体制づくりが必要です。
- 子どもの生活・学習支援事業は、平成27年度から市の事業として開催しています。平成29年度は、ひとり親世帯まで対象を広げ、平成31年4月からは教室を5か所増やし14か所で行っています。開催場所は公民館などの公共施設のほか、特別養護老人ホームでも開設し、高齢者との交流も取り入れています。今後は地域資源との一層の連携とともにより多くの支援の必要な子どもが参加できるように支援体制を整備する必要があります。
- 医療的ケアの必要な重症心身障害児への支援を含め、子どもと家庭の状況に応じたきめの細かい支援を行う体制の強化が必要です。

■施策の展開、主な事業

①子育て家庭の状況に応じた支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	児童扶養手当支給事業 (子ども育成課)	○概要 離婚・死亡などで父又は母のいない家庭や父又は母に一定の障害がある家庭等において、18歳に到達した最初の3月31日までの児童(児童に一定の障害がある場合は20歳未満まで)を養育している方を対象に手当を支給します。
		○今後の方向性 国の制度に基づき引き続き事業を推進します。
2	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (子ども育成課)	○概要 ひとり親家庭の母や父等を対象に、経済的自立の助成を図り、扶養する子の福祉の増進に資するため、必要となる資金の貸付を行います。
		○今後の方向性 扶養する子の進学等に関する資金の相談が多いため、必要となる資金について相談者とともに考え、自立に向けた支援を行えるように対応していきます。
3	ひとり親家庭等医療費支給事業 (子ども育成課)	○概要 18歳に達した最初の3月31日までの児童(児童に一定の障害がある場合20歳未満まで)を養育している母(父)子家庭等の子どもとその父母、養育者に対し、医療機関にかかったときの保険医療の自己負担分を支給します。
		○今後の方向性 引き続き事業を推進します。
4	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 (子ども育成課)	○概要 ひとり親家庭の母または父が教育訓練給付の対象講座を受講し、修了した場合、受講するために支払った費用の一部を支給します。
		○今後の方向性 今後も継続して実施していきます。

5	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 (子ども育成課)	○概要 ひとり親家庭の母または父が、対象資格(看護師、保育士、美容師など)を取得するために養成機関で修業するとき、修業中の全期間について給付金を支給します。
		○今後の方向性 今後も継続して実施していきます。
6	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (子ども育成課)	○概要 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方を対象に、入学準備金及び就職準備金を貸付ける制度です。
		○今後の方向性 今後も継続して実施していきます。
7	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (子ども育成課)	○概要 中卒者や高校中退者のひとり親家庭の母または父及び扶養する子どもに対し、より良い条件での就業等に向けた学び直しを支援するための給付金を支給します。
		○今後の方向性 今後も継続して実施していきます。
8	母子・父子自立支援員 (子ども育成課)	○概要 ひとり親家庭のかたの生活や仕事等に関するご相談に応じ、必要なアドバイスや情報提供等を行います。
		○今後の方向性 引き続き事業を推進します。
9	子どもの生活・学習支援事業 (子ども育成課)	○概要 生活保護世帯、就学援助世帯、ひとり親世帯の小学4年生から6年生、中学生、高校生等を対象に、学習教室の開催、家庭訪問による相談支援、学習教室に併せた食事の提供、就労・ボランティア体験を実施します。
		○今後の方向性 利用者のニーズの把握に努め、教室会場の拡充や支援内容の充実など、検討していきます。

10	母子生活支援施設 (子育て相談課)	<p>○概要</p> <p>母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設への入所を図ることにより、母子家庭の自立に向けた支援を行います。</p>
		<p>○今後の方向性</p> <p>建物が老朽化していることから建替えを進め、母子家庭の自立に向けた支援を継続的に実施します。</p>

②子どもの発達を支援する取り組み

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	児童発達支援センター設置	○概要 児童の特性に応じた支援を行い、市内児童発達支援事業所との連携や相互のスキルアップのための研修等を行います。
		○今後の方向性 職員の資質を高め、児童の特性に応じた支援に努めます。
2	子どもの発達支援訪問事業 (子育て相談課)	○概要 保育所・幼稚園等を訪問し、保育士等に発達に課題のある子どもやその保護者への支援について助言及び指導し、また必要に応じて保護者への助言指導等を行います。
		○今後の方向性 (仮称) 子ども発達相談支援センターにおいて、事業を拡充します。
3	発達障害児等支援事業 (子育て相談課)	○概要 保育士や社会福祉士等の専門知識を有する者が、当該児童及び保護者に対し、来所面接や家庭訪問により助言指導を行います。
		○今後の方向性 発達障害など発達に課題のある子どもに対する支援を強化するために、令和2年4月に、(仮称) 子ども発達相談支援センターを設置し、切れ目のない支援を実施します。
4	医師などによる専門相談 (子育て相談課)	○概要 医師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等が、発達に課題のある子ども及びその保護者に対し、子どもの発達に関して適切な指導・助言を行うことで、子どもの精神的・社会的な成長を支援します。
		○今後の方向性 (仮称) 子ども発達相談支援センターにおいて、事業を拡充します。

5	子育て支援講座《再掲》 (子育て相談課)	○概要 子育てを難しいと感じている保護者を対象に、子どもへの効果的で具体的な対応方法を学習する講座を実施し、よりよい親子関係を築けるよう支援します。
		○今後の方向性 (仮称) 子ども発達相談支援センターにおいて、事業を拡充します。
6	親子教室 (子育て相談課)	○概要 発達に不安を感じている就学前の子どもとその保護者を対象に、親子のふれあい遊び等を通し、適切な早期発達支援、及び相談を実施します。
		○今後の方向性 (仮称) 子ども発達相談支援センターにおいて、事業を拡充します。
7	3・4 か月児健康診査《再掲》 (地域保健センター)	○概要 3・4か月の乳児とその保護者を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察などを実施します。
		○今後の方向性 受診率の向上、未受診児の全数把握を継続します。
8	10か月児健康相談《再掲》 (地域保健センター)	○概要 生後10か月になる乳児とその保護者を対象に、育児不安の軽減および疾病、異常の早期発見を目的として、心身の発育・発達の観察や相談を実施します。
		○今後の方向性 今後も継続的に実施し参加者からの相談に適切に対応できるよう努めます。
9	1歳6か月児健康診査《再掲》 (地域保健センター)	○概要 1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診察などを実施します。
		○今後の方向性 今後も受診勧奨通知を行うとともに、さまざまな場面で健診の重要性を周知し受診率の向上を推進します。

10	3歳児健康診査《再掲》 (地域保健センター)	<p>○概要</p> <p>3歳6か月～4歳未満の幼児とその保護者を対象に、毎月問診、身体測定、内科及び歯科健康診査を実施し、発育・発達の評価と疾病・異常の早期発見を図ります。また、保護者に対して、虫歯予防、発育・発達、栄養、生活習慣など育児に関する指導を行います。</p>
		<p>○今後の方向性</p> <p>実施方法、実施内容ともに改善を図り、受診率の向上を推進します。</p>
11	母子訪問指導《再掲》 (地域保健センター)	<p>○概要</p> <p>妊娠・出産・育児、また子どもの心身の発達について支援が必要な家庭を対象に保健師等が訪問指導を行います。</p>
		<p>○今後の方向性</p> <p>訪問のニーズに即応できるように地区担当制で訪問指導を継続していきます。</p>

③障害児への支援の充実

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	障害者手帳の交付 (障害福祉課)	○概要 身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して障害者手帳を交付します。手帳を取得することにより、各種手当や制度の対象となります。
		○今後の方向性 障害者手帳制度の周知に努めます。
2	特別児童扶養手当 (障害福祉課)	○概要 精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを家庭で養育しているかたに対し、所定の診断書等の判定に基づいて認定され、国から手当が支給されます。
		○今後の方向性 今後も制度の周知に努めます。
3	障害児福祉手当の給付 (障害福祉課)	○概要 20歳未満で日常生活において常時介護を要する在宅の重度障害児に対して障害によって生ずる特別な負担の一助として手当が支給されます。
		○今後の方向性 今後も制度の周知に努めます。
4	福祉手当(市の制度) (障害福祉課)	○概要 市内に住所を有する在宅の重度障害者であって、市民税が非課税のかたに対して、手当を支給します。
		○今後の方向性 今後も同様の手当の支給を継続します。
5	重度心身障害者医療費助成 (障害福祉課)	○概要 重度心身障害者が医療機関で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担分を助成します。
		○今後の方向性 必要な医療受診が行えるよう助成を継続します。
6	自立支援医療(育成医療) (障害福祉課)	○概要 身体に障害または疾患を有する児童がその治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。(指定医療機関に限られます。)
		○今後の方向性 今後も制度の周知に努めます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
7	障害児(者)生活サポート事業 (障害福祉課)	<p>○概要 在宅の障害児(者)及び家族の地域生活を支援するため、障害児(者)の一時預かり、派遣による介護や外出の付き添いなど、本人や家族の必要としているサービスを提供し、日常生活の負担の軽減に努めます。</p> <p>○今後の方向性 今後も制度の周知に努めます。</p>
8	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 (障害福祉課)	<p>○概要 医療的ケアが必要な児童の支援に対する協議の場である川口市医療的ケア児連絡協議会を設置し、協議を行っています。また、医療的ケア児を支援する人材として、医療的ケア児コーディネーターを配置します。</p> <p>○今後の方向性 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係者で連携促進を図ります。</p>
9	児童発達支援センター設置《再掲》	<p>○概要 児童の特性に応じた支援を行い、市内児童発達支援事業所との連携や相互のスキルアップのための研修等を行います。</p> <p>○今後の方向性 職員の資質を高め、児童の特性に応じた支援に努めます。</p>

(以下、障害児の福祉サービス)

10	障害福祉サービス(居宅) (障害福祉課)	○概要 障害者総合支援法に定める、ホームヘルプサービスなど、各種サービスを提供し、在宅障害者の自立支援に努めます。
11	児童発達支援 (障害福祉課)	○概要 障害のある児童に対し、日常生活における基本動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を通所、訪問にて行います。施設形態として、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援があります。
12	放課後等デイサービス (障害福祉課)	○概要 通学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休み等について、生活能力向上のための訓練等を行います。
13	保育所等訪問支援 (障害福祉課)	○概要 専門の児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害のある児童や施設職員に対して、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
14	障害児相談支援 (障害福祉課)	○概要 障害のある児童が障害福祉サービスを利用する際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。
15	短期入所 (障害福祉課)	○概要 自宅で介護する人が入院などにより不在となった場合に、短期間施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

重点検討テーマ（仮題）

本市として、できる限り早期に方向性を定める必要のある重要課題について掲載します。

※10月会議で素案を提示予定

- ①認定こども園への移行促進
- ②公立保育所のあり方
- ③子ども家庭総合支援拠点
- ④放課後児童クラブのあり方（新・放課後子ども総合プラン）

第 5 章 量の見込みと提供体制

※ 別添資料を参照

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、また、直接的・具体的な活動を通して、学習意欲の基礎となる好奇心や探究心を培い、小学校以降の教育へ繋げていく時期でもあります。このことから、小学校就学前の子どもの教育の中核を担っている幼稚園や養護と教育を一体的に実施している保育所が果たしている役割は重要なものとなっています。

一方で、近年の核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子どもの育ちをめぐる環境や家庭における親の子育て環境が変化しており、祖父母や地域住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、夫婦ともフルタイムで働く世帯が増えており、子どもに教育を受けさせたいと考えても、その希望に対応できる施設が少ない状況となっています。

このような状況において、教育機関としての幼稚園の機能と、働いている保護者を支える保育所の機能を併せ持つ施設の普及は、極めて重要であると考えられます。

本市では、既存幼稚園が比較的充実しているという利点を生かし、幼稚園において保育所並みの長時間預かりを行う事業を引き続き推進するとともに、認定こども園への移行を支援することにより、教育・保育の一体的な提供体制の確保を進めていきます。

第6章 (仮) 子どもの貧困対策について

※10月会議で素案を提示予定

第7章 計画の推進

(中表紙裏)

1 計画の点検・評価

本計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進するため、児童福祉専門分科会において、毎年度事業の実施状況について点検・評価します。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、計画の見直しを検討します。

2 児童福祉専門分科会

児童福祉専門分科会は、本計画期間中の各年度において開催するものとします。

委員は、児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者など、様々な分野から構成されています。

児童福祉専門分科会においては、計画の点検・評価の結果等について、検討していただくものとします。

3 地域や関係機関との連携

<市民や関係団体等との連携>

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

<地域の人材の確保と連携>

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

<市民・企業等の参加・参画の推進>

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

4 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、改正子どもの貧困対策推進法等の法制度の趣旨を踏まえるとともに、県が策定する「埼玉県子育て応援行動計画」における各種施策との整合を図るなど、国や県と連携した取組みを進めます。

資料編

(中表紙裏)

1 川口市社会福祉審議会条例・規則

2 川口市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿

3 計画策定の経緯

4 用語解説
